

一関市入札制度等改革 中間報告

令和6年8月28日

一関市入札制度等改革本部

目次

- 1 一関市入札制度等改革本部 P 1
 - (1) 改革本部
 - (2) 検討部会
 - (3) 会議の開催

- 2 事件の概要 P 3
 - (1) 元市職員に係る事件の概要
 - (2) 建設部都市整備課職員に係る事件の概要

- 3 事件発覚後の経過及び市の対応 P 5
 - (1) 経過及び市の対応
 - (2) 市職員への聴取結果

- 4 当市の入札制度等における現状 P 9
 - (1) 入札事務の流れ
 - (2) 入札結果の検証
 - (3) 外部委員への照会

- 5 服務規範、公務員倫理の確立 P 12
 - (1) 一関市職員倫理規程の概要
 - (2) 公務員倫理・コンプライアンス研修

1 一関市入札制度等改革本部

(1) 改革本部

ア 組織及び構成員

本部長 市長

副本部長 副市長、教育長

本部員 市長公室長、市長公室統括監、総務部長、まちづくり推進部長、市民環境部長、健康こども部長、福祉部長、商工労働部長、農林部長、農林部参事、建設部長、建設部参事、上下水道部長、花泉支所長、大東支所長、千厩支所長、東山支所長、室根支所長、川崎支所長、藤沢支所長、会計管理者、消防本部消防長 議会事務局長 監査委員事務局長、農業委員会事務局長、教育次長、一関図書館長、監査委員事務局長、一関地区広域行政組合事務局長

外部委員 岩手県理事兼総務部副部長 松村 達

国土交通省東北地方整備局 企画部技術開発調整官 大澤 尚史

一般社団法人東北建設業協会連合会専務理事 畠山 浩晃

齊藤・笹村法律事務所 弁護士 笹村 恵司

刑事コメンテーター 佐々木 成三

高橋 邦夫（一関市最高情報統括責任者補佐官）

イ 設置日 令和6年6月25日

(2) 検討部会

ア 組織及び構成員

・法令遵守確立検討部会

内容：利害関係者との接触に関する基準の立案、法令遵守に係る職員研修の実施

部会員：総務部長（部会長）、政策企画課、財政課、いきがづくり課、国保年金課、健康づくり課、福祉課、商政・労政課、生産流通課、治水河川課、下水道課、千厩支所地域振興課、会計課、教育総務課の各課長等

・入札事務見直し・改善検討部会

内容：これまでの入札事務の検証、落札率など入札結果の分析、入札事務の見直し、改善案の立案

部会員：総務部長（部会長）、総務課、道路建設課、道路管理課、都市整備課、経営総務課、水道課、一関地区広域行政組合一関清掃センターの各課等の長

イ 設置日 令和6年7月9日

(3) 会議の開催

月日	内容
令和6年 6月25日	第1回改革本部会議 ・改革本部の設置、今後の進め方

7月12日	第1回入札事務見直し・改善検討部会
7月16日	第2回改革本部会議 <ul style="list-style-type: none"> ・改革本部会議想定スケジュール、検討部会の設置及び外部委員の委嘱について ・水道工事関係職員への聴取結果について ・入札事務の流れについて
7月23日	第1回法令遵守確立検討部会
7月26日	第2回入札事務見直し・改善検討部会
8月1日	第3回改革本部会議 <ul style="list-style-type: none"> ・建設（建築、電気、機械など）工事関係職員への聴取結果について ・職員倫理の保持に係る基準等について ・職員研修案について ・平成30年度から令和5年度までの落札率等入札結果について ・県内他市等との落札率の比較について
8月8日	第3回入札事務見直し・改善検討部会
8月9日	第2回法令遵守確立検討部会
8月20日	第4回入札事務見直し・改善検討部会
8月21日	第3回法令遵守確立検討部会
8月23日	第4回改革本部会議 <ul style="list-style-type: none"> ・職員倫理の保持に係る基準等について ・県内他市との入札事務の比較について ・中間報告案について

2 事件の概要

事件の詳細は、公判により明らかにされていくものであるが、現時点において報道等により知り得た内容を概要としてまとめる。

(1) 元市職員に係る事件の概要

平成 30 年度から令和 3 年度まで水道部給水課長又は上下水道部次長兼水道課長の職にあった元職員が、以下の入札に関し、株式会社永沢水道工業の元役員へ入札情報を教示し、その見返りとして飲食等の接待を受けたとして、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（以下「官製談合防止法」という。）違反、公契約関係競売等妨害及び加重収賄の罪で令和 6 年 6 月 19 日に起訴された。

また、元職員から入札情報を教授された株式会社永沢水道工業の元役員が公契約関係競売等入札妨害等の罪で、同日、起訴された。

入札日	令和 2 年 1 月 29 日	令和 2 年 5 月 26 日	令和 2 年 10 月 28 日	令和 3 年 8 月 26 日	令和 3 年 9 月 30 日
契約の締結方法	制限付一般競争入札	制限付一般競争入札	制限付一般競争入札	制限付一般競争入札	制限付一般競争入札
工事名	国道 4 号（仮）中町歩道橋建設工事に伴う配水管移設工事	市道佐藤坂線他配水管布設替工事	市道台町萩荘線配水管布設替工事	市道台町萩荘線配水管布設替工事	市道佐藤坂線配水管布設替工事
落札者	株式会社森燃	株式会社永沢水道工業	株式会社永沢水道工業	株式会社永沢水道工業	株式会社石川設備
落札金額（円）	23,500,000	76,700,000	30,260,000	36,500,000	24,500,000
予定価格（円）	23,590,000	85,620,000	30,330,000	36,720,000	24,780,000

(2) 建設部都市整備課職員に係る事件の概要

令和 3 年度から令和 5 年度まで建設部参事兼都市整備課技術担当課長の職にあった建設部都市整備課課長補佐が、以下の入札に関し、株式会社フジテック岩手の元会長及び元取締役並びに株式会社永沢水道工業の元役員へ携帯電話を利用して入札情報を教示し、官製談合防止法違反及び公契約関係競売等妨害の罪で令和 6 年 7 月 10 日に起訴された。

また、株式会社フジテック岩手の元会長等が公契約関係競売等妨害の罪で、同日、起訴され、株式会社永沢水道工業の元役員が同罪で、同日、追起訴された。

入札日	令和 4 年 7 月 28 日	令和 4 年 12 月 26 日	令和 5 年 6 月 27 日
契約の締結方法	制限付一般競争入札	指名競争入札	制限付一般競争入札
工事名	新一関市立大東中学校校舎増築等（機械設備）工事	西部第二学校給食センター地震災害復旧（機械設	室根診療所空調設備更新工事

		備) 工事	
落札者	株式会社フジテック岩手	株式会社永沢水道工業	株式会社フジテック岩手
落札金額 (円)	43,200,000	74,400,000	19,580,000
予定価格 (円)	44,670,000	74,510,000	21,000,000

3 事件発覚後の経過及び市の対応

(1) 経過及び対応

月日	内容（報道等によるものを含む）
令和6年 5月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・市が報道機関から、岩手県警察本部による元市職員逮捕の発表について情報提供を受ける。 ・市が岩手県警察本部に元市職員の逮捕等について確認 ・「市長コメント」のプレスリリース及び取材対応（対応者：市長公室統括監、総務課長、職員課長） ・岩手県警察本部等による市役所庁舎の搜索及び書類等の押収
5月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・取材対応（対応者：市長、市長公室統括監）
5月30日から	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県警察本部等による関係部署職員に対する聴取
5月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・元市職員及び株式会社永沢水道工業の元役員が公契約関係競売等妨害などの容疑で送検
5月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・議員全員協議会において、事案の概要、経過等を説明
6月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・市長名で全職員に対し職員倫理の保持について通知
6月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社永沢水道工業を指名停止（24か月）
6月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年6月25日以降に執行する水道施設（管布設）工事に係る入札を一時停止
6月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会定例会6月通常会議において行政報告
6月19日から 28日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員を対象としたコンプライアンス研修の実施
6月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・市が報道機関から、市職員が岩手県警察本部に逮捕されたことについて情報提供を受ける。 ・市が岩手県警察本部に建設部都市整備課職員の逮捕等について確認 ・「市長コメント」のプレスリリース及び取材対応（対応者：総務部長、総務課長、職員課長） ・岩手県警察本部等による市役所庁舎の搜索及び書類等の押収 ・元市職員及び株式会社永沢水道工業の元役員を公契約関係競売等妨害などの罪で起訴
6月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会定例会6月通常会議において行政報告 ・逮捕された市職員と業者が共に関係した中里市民センター建設工事及び（仮称）国道343号渋民バイパス道の駅建設工事の一時中止を表明 ・取材対応（対応者：市長、総務部長） ・都市整備課が設計又は積算に関わった建築工事等について、6月25日

	<p>以降に執行する入札の取りやめ又は一時停止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市整備課職員、株式会社フジテック岩手の元代表取締役等及び株式会社永沢水道工業の元役員が公契約関係競売等妨害などの容疑で送検
6月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・議員全員協議会において、事案の概要、経過等を説明
6月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社フジテック岩手を指名停止（24か月）
6月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事を一時中止することとした中里市民センターの指定管理者及び（仮称）国道343号渋民バイパス道の駅の施設管理に向けて準備を進めている地元団体に対し、市長から説明
6月27日から 7月3日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・市による、元職員の逮捕事案に係る職員への調査
6月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会定例会6月通常会議において行政報告 ・（仮称）国道343号渋民バイパス道の駅建設（建築）工事の請負契約の変更及び財産の取得（※株式会社フジテック岩手が契約の相手方）に係る議案の撤回
7月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・中里市民センター及び（仮称）国道343号渋民バイパス道の駅の建設工事を一時中止
7月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会において、契約に係る不正行為等調査特別委員会の設置
7月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・都市整備課職員、株式会社フジテック岩手の元代表取締役等及び株式会社永沢水道工業の元役員を公契約関係競売等妨害などの罪で起訴
7月19日から 7月25日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・市による、建設部職員の逮捕事案に係る職員への調査
7月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会契約に係る不正行為等調査特別委員会への説明
8月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）国道343号渋民バイパス道の駅の建設工事を再開
8月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設（管布設）工事の入札（開札）を再開
8月19、20日	<ul style="list-style-type: none"> ・公務員倫理・コンプライアンス研修の実施
8月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・都市整備課が設計又は積算に関わった建築工事等に係る入札（開札）を再開

(2) 市職員への聴取結果

① 水道工事関係職員への聴取結果について

ア 聴取期間 令和6年6月27日～7月3日

イ 聴取方法 書面による

ウ 対象職員 48名（総務部契約部門11名、上下水道部総務部門17名、上下水道部工事・設計部門20名）

※ 令和元年度から6年度までの間で在籍したことのある職員

エ 聴取項目及び結果

聴取項目（抜粋）	回答（同意の回答は集約）
今回の事案を事前に知っていたか、又は噂を聞いたことがあるか。	知らなかった。噂も聞いたことがなかった。 (48名)
元職員の行動で気になったことはなかったか。	ない。(48名)
庁舎外で利害関係者との会席に出席したことがあるか。※業界団体主催のものを除く。	ない。(48名)
利害関係者から会席の誘いを受けたことがあるか。 利害関係者から金品を受け取ったり、接待を受けたりしたことがあるか。	ない。(47名) ある。(1名) → 断った。 ない。(48名)
入札に関し、業者から何らかのはたらきかけを受けたことがあるか。	ない。(47名) 「予定価格を教えろ」と言われたことがある。(1名) → 断った。

② 建設（建築、電気、機械など）工事関係職員への聴取結果について

ア 聴取期間 令和6年7月19日～7月25日

イ 聴取方法 書面による

ウ 対象職員 32名（令和3年度以降の総務部契約部門 9名、令和3年度以降の建設部設計部門 13名、令和4年度の新一関市立大東中学校校舎増築等（機械設備）工事、令和4年度の西部第二学校給食センター地震災害復旧（機械設備）工事及び令和5年度の室根診療所空調設備更新工事の予算執行部門 10名）

エ 聴取項目及び結果

聴取項目（抜粋）	回答（同意の回答は集約）
今回の事案を事前に知っていたか、又は噂を聞いたことがあるか。	知らなかった。噂も聞いたことがなかった。 (32名)
今回の事案以外で、入札に関する不適切な事務処理（入札情報の漏えいなど）を何か知っているか。	知らない。(32名)
逮捕された現職の職員（以下「当該職員」）の行動で気になったことはな	ない。(21名) 元気がなかった。(6名)

かったか。	入札の不調があると落ち込んでいた。(1名) 他、「当該職員と面識がない」など。(4名)
先に発覚した元職員の逮捕について、当該職員は何か話していたか。様子や行動で気になることはなかったか。	何も聞いていない。(6名) 話題にしなかったのが、今思えば不自然かもしれない。(3名) 他、「わからない」「会っていない」など。(23名)
利害関係者から会席の誘いを受けたことがあるか。	ない。(32名)
入札に関し、業者から何らかのはたらきかけを受けたことがあるか。	ない。(32名)
公用の電話やパソコン以外を用いて業務上繋がりのある業者と連絡することはあるか。	ある。(10名) → 閉庁時の緊急連絡など。 ない。(22名)

上記聴取の結果、今回の被疑事件に係る案件以外の入札で入札情報が漏えいしている疑い及び職員の不適切な行動は認められなかった。

→ 関係職員への聴取結果及び捜査機関による捜査において事件の新たな広がりがなかったことから、一時停止又は取りやめとした入札の再開及び一時中止していた工事の再開に支障はないものと改革本部において確認した。

4 当市の入札制度等における現状

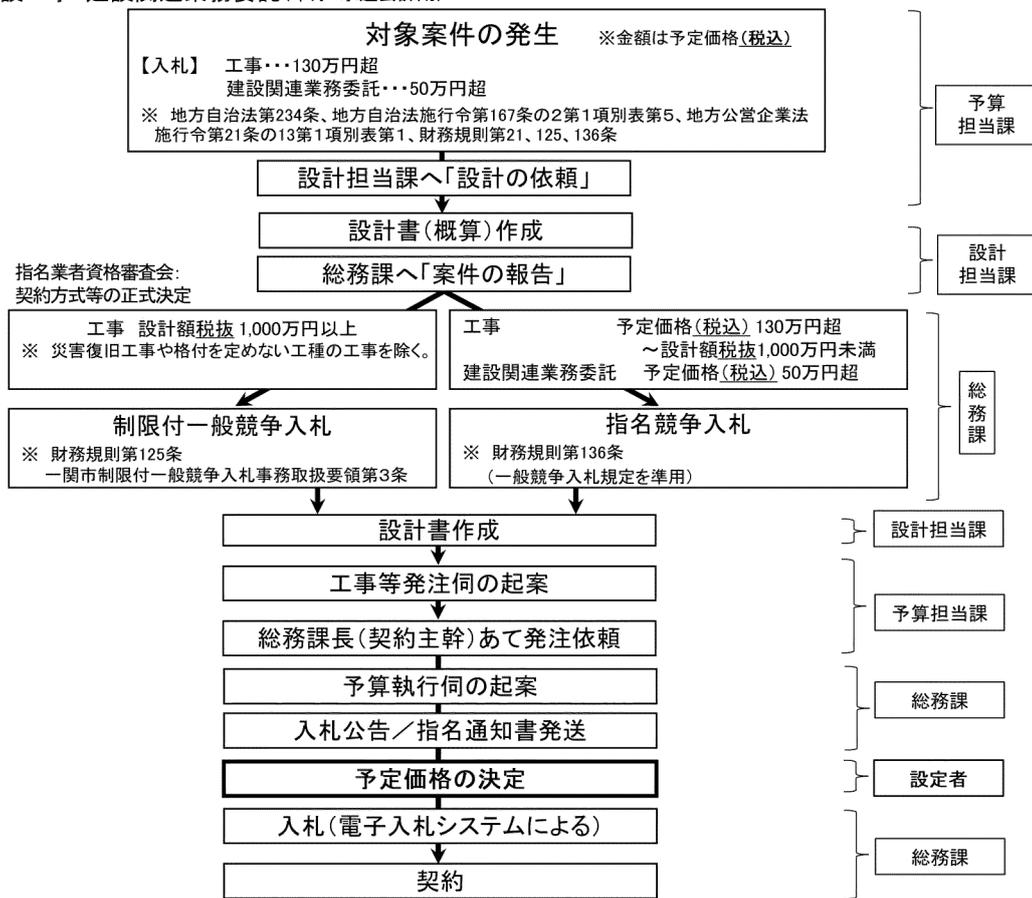
(1) 入札事務の流れ

当市における入札事務は、予算担当課、設計担当課、契約担当課の3課で分担し、執行している。

- ・ 予算担当課…建物や道路、水道など公共施設を所管している部署で工事等の予算が措置されている部署（生涯学習・スポーツ担当部署、学校教育部署、建設、水道部署など）
- ・ 設計担当課…工事等の設計や積算などを行う部署（建設、水道部署など）
- ・ 契約担当課…入札の執行や契約の締結などを行う部署（総務部総務課）

具体的な入札事務の流れは、以下のとおりである。

建設工事・建設関連業務委託（本庁・水道会計用）



(2) 入札結果の検証

① 平成30年度から令和5年度まで執行した水道施設（管布設）工事及び管工事の入札360件のうち、落札率が100%であった入札は8件あり、その入札の概要は以下のとおりである。

No.	入札日	入札方式	入札参加資格	件名	入札者数	落札額（予定価格）	備考
1	平成30年8月29日	指名競争入札	水道施設（管布設）工事B級I種全19者	市道清水原一関線配水管布設替工事	6	9,100,000	次点入札額9,260,000円

2	平成30年 10月30日	指名競争入札	管工事B級I種 全16者	千厩支所庁舎旧正 副議長室他改修 (機械設備) 工事	5	4,000,000	失格業者有
3	令和元年 7月31日	制限付 一般競争入札	水道施設(管布 設)工事B級I種	市道白浜線配水管 布設替工事	6	18,300,000	次点入札額 18,400,000 円
4	令和元年 8月29日	制限付 一般競争入札	水道施設(管布 設)工事B級I種	市道郵便局通り線 配水管布設替工事	5	13,000,000	再度の入札で 落札
5	令和元年 9月27日	指名競争入札	管工事B級I種 全15者	藤沢第2分団第2 部第2班消防屯所 建設(機械設備)工 事	4	1,250,000	再度の入札で 落札
6	令和2年 3月25日	指名競争入札	管工事B級I種 全16者	藤沢こども園空調 設備設置工事	6	3,030,000	再度の入札で 落札
7	令和4年 5月31日	制限付 一般競争入札	水道施設(管布 設)工事A級I種	市道藤沢馬場線送 配水管布設替工事	7	20,000,000	再度の入札で 落札
8	令和4年 10月26日	指名競争入札	管工事B級I種 全16者	市営関が丘アパー ト7号棟受水槽更 新工事	8	8,600,000	設計額見直し による入札

これら8件の入札のうちNo.4～No.7の入札については、1回目の入札で落札者が決定せず、再度の入札により落札者が決定している。

No.2の入札については、最低制限価格を下回る価格で入札し、失格となった業者があったものであり、落札者の入札金額が当該入札における最低の価格ではなかった。

また、No.1及びNo.3の入札については、落札額の次点となる入札額と落札額との差が2%以内の小差であり、次点の業者も予定価格に近似の価格で入札をしており、業者にとって設計を見込みやすい工事であったものと推察される。

No.8の入札については、当初執行した入札では、入札に参加した5者全てが最低制限価格以下の金額で入札し、失格となったため、設計を見直し、改めて入札を執行したものであった。

さらに、予定価格が1,000万円又は100万円単位の価格であった入札については、業者が入札金額として設定しやすいということも落札率に影響しているものと思われる。

これらのことから、落札率が100%であった入札に関し、落札者が事前に設計額等を知り得ていたと断定できる入札はなかったものと推察される。

② 他市等との比較における当市の落札率の傾向

総務省及び国土交通省が公表している「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく入札・契約手続に関する実態調査」から市が再集計したところでは、平成20年度から令和4年度までの全工種の平均落札率は、岩手県及び県内

全市の平均は 93.4%、当市は 96.0%となっている。

また、平成 30 年度から令和 4 年度までの直近 5 年間では、岩手県及び県内全市の平均は 94.5%、当市は 97.2%となっており、岩手県及び県内全市の中で、当市の平均落札率は最も高くなっている。

なお、直近の令和 4 年度及び令和 3 年度の当市の平均落札率及び最高落札率は、令和 4 年度については、当市は 97.4%、最も高かった市は 97.7%、令和 3 年度については、当市は 97.0%、最も高かった市は 97.2%であった。

県内 14 市の直近 5 年間の平均落札率を見ると、96%を超えている市は、当市を含め 6 市あり、当市のみが突出して平均落札率が高い状況にあるわけではないが、岩手県及び県内他市に比べ、高い傾向にあると言える。

この要因の一つとして、市内業者の工事費の積算精度が高くなっているのではないかとことが挙げられる。入札の段階では非公表としている歩掛や資材単価が記載された金額入りの工事設計書を、当該工事の契約締結後、入札に参加した業者等が、情報公開制度により公文書開示請求を行い、業者等が設計金額の積算内容を積極的に確認し、それ以降に執行される入札の積算において参考としているものと推察される。また、市が独自に定めている資材単価等一覧についても、公表はしていないものの、公文書開示請求により、請求のあった業者等に開示しているところである。

なお、当市における契約に関する開示請求の件数は、令和元年度は 74 件であったものが、令和 5 年度は 413 件と大きく増加している。また、県内他市の令和 5 年度における契約に関する開示請求の件数を確認したところ、確認できた市において当市以外で最も多かったのは 130 件程度であり、当市は、県内他市に比べ、特に開示件数が多い状況であった。

(3) 外部委員への照会

改革本部における入札事務の検証、改善案の検討に当たり、8 月 7 日から 21 日にかけて、改革本部外部委員を往訪するなどして、現在の当市の入札事務の流れを示し、当市が行っている入札事務における課題や留意すべき点などについて照会を行った。

各外部委員から提出された回答は、9 月中に取りまとめをし、入札事務見直し・改善検討部会における入札事務の見直し、改善素案の検討に活用する。

その後、改革本部で検討した入札事務の見直し、改善案について、再度、外部委員に対し意見照会を行うこととする。

5 服務規範、公務員倫理の確立

(1) 一関市職員倫理規程の概要

ア 目的等

一関市職員倫理規程は、職務の執行の公正さに対する市民からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、公務に対する市民の信頼を確保するため、市職員が職務に係る倫理を保持するうえで遵守すべき事項等を定める行動規範である。

イ 対象となる職員

地方公務員法（昭和 25 年法律 261 号）第 3 条第 2 項に規定されている一般職に属する一関市職員が、今回制定する一関市職員倫理規程の対象となる。

ウ 倫理行動の規準

職員の職務に係る倫理の保持を図るために、職員が認識すべき行動の規準、心構えとして次の事項を定める。

- ・ 市民全体の奉仕者であり、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。
- ・ 公私の別を常に明確にし、職務や地位を私的な利益のために利用してはならないこと。
- ・ 利害関係者から贈与等を受けるなど、市民の疑惑や不信を招く行為をしてはならないこと。
- ・ 職務の遂行に当たり、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げて取り組まなければならないこと。
- ・ 勤務時間の内外を問わず、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

エ 利害関係者

職員が職務として携わる事務の利害関係者は次のとおりとする。

- ・ 許認可等の相手方（申請をしようとしている者を含む。）
- ・ 補助金等の相手方（申請をしようとしている者を含む。）
- ・ 検査等の相手方
- ・ 不利益処分の相手方
- ・ 行政指導の相手方
- ・ 契約の相手方（契約をしようとしている者を含む。）

オ 利害関係者との禁止行為

職員が利害関係者から受ける次の行為を禁止する。

- ・ 金銭、物品又は不動産の贈与を受けること。
- ・ 金銭の貸付けを受けること。
- ・ 無償で物品又は不動産の貸付を受けること。
- ・ 無償で役務（サービス）の提供を受けること。

- ・ 未公開株式を譲り受けること。
- ・ 供応接待を受けること。
- ・ 遊技、旅行をすること。
- ・ 第三者に対し上記の行為をさせること。

※ 社会通念上、社交儀礼の範囲内と認められる場合などは、例外として認められる。

カ 利害関係者との禁止行為における例外的な取扱い

職員は、私的な関係（職員としての身分にかかわらない関係）がある者であって、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況、その行おうとする行為の態様などから公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがない場合に限り、上記の禁止行為が例外として認められる。

キ 利害関係者以外の者との禁止行為

利害関係者に該当しない事業者等であっても、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待や財産上の利益の供与を職員が受けることを禁止する。

ク 贈与等の報告

職員は、事業者等から、1件につき5,000円を超える金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待を受けたとき又は講演等の報酬（職員の現在または過去の職務に関係する事項に関する講演等の報酬に限る。）の支払いを受けたときは、その金額や年月日、相手方などを記載した贈与等報告書を提出する。

(2) 法令遵守に係る職員研修

専門家による研修を通じて、利害関係者との関わり方やルールについて理解と認識を深め、公務員としての高い倫理観を醸成し法令遵守意識を徹底することにより、職員による不正・不祥事の再発防止と、組織としてのモチベーションの維持向上を図ることを目的に、以下のとおり、公務員倫理・コンプライアンス研修を実施する。

ア 研修内容

職員と利害関係者との関わり方やルールについて
職員と組織のモチベーションの維持向上について

イ 研修講師

刑事コメンテーター 佐々木 成三 氏

ウ 対象

全職員（会計年度任用職員を含む）、行政委員会委員等

※ 全職員数 2,314 人（令和6年7月1日時点）

- ・ 特別職、正職員、再任用職員、任期付職員 1,318 人
- ・ 会計年度任用職員 902 人

- ・行政委員会委員等 94 人（市議会議員、監査委員、農業委員会・選挙管理委員会・固定資産評価審査委員会の各委員）

エ 研修期日

令和6年8月19日、20日、9月10日、11日 計4日

オ 研修時間及び回数

研修時間は1回当たり1時間30分程度（質疑応答含む）とする。

1日2回、8回程度の実施を予定。

（例）1日2回 1回目（午前）10：00～11：30

2回目（午後）13：30～15：00

カ 研修形態

- ・集合研修 本庁2階大会議室を会場に集合研修を実施する。
- ・オンライン研修 各支所等に研修会場を設定し、集合研修と同時にオンライン研修を実施する。
会場は各支所（花泉、大東、千厩、東山、室根、川崎、藤沢）のほか、保健センター、消防本部、藤沢病院の10箇所とする。
- ・録画配信 業務上調整が困難で、上記集合研修又はオンライン研修を受講できない職員に対し、集合研修を録画した上で配信する。